

プレスリリース資料
2018年11月14日

台湾高雄地区での海賊盤問屋・倉庫「情趣百貨批發零售」に対する
台中地方法院 一審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカー18社の海賊盤作品を販売していた高雄市在住の被告に対し、海賊版DVDの販売は著作権法違反であるとして、台湾台中地方検察署が2018年4月に起訴し、2018年11月7日 台中地方法院 一審判決「107年度智訴字 第12號」により、本協会会員の作品に対する著作権享有が確定となりました。

今回、台中地方検察署 及び 台中地方法院に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約260社の作品における、著作権、商標権保護等、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人（NPO法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力又は正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの製造・頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA台湾」にて対応を行わせていただきます。

■特定非営利活動法人智慧財產振興協會駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038